

川崎市病院局行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(令和3年3月31日付 2川病経第1518号)

この算定基準は、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第238条の4第2項又は同法第238条の5第1項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用する。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

(1) 子メーターがある場合

病院事業管理者が支払う月額使用料×当月使用量(子メーター表示)／当月使用量(親メーター表示)

(2) 子メーターがない場合

病院事業管理者が支払う月額使用料×使用許可面積／建物の延床面積

2 電気料算定の特例

自動販売機に係る電気料については、自動販売機の年間消費電力量に応じ、自動販売機1台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の4月1日時点(年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点)の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,800 (345)	45,600 (4,145)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,800 (436)	57,600 (5,236)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,200 (472)	62,400 (5,672)
601 - 700	2,400 (218)	28,800 (2,618)	1,601 - 1,700	5,500 (500)	66,000 (6,000)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	5,900 (536)	70,800 (6,436)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,200 (563)	74,400 (6,763)
901 - 1,000	3,200 (290)	38,400 (3,490)	1,901 - 2,000	6,500 (590)	78,000 (7,090)

※ 使用許可期間に一月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

※ この表は、電気料金単価等の変更により見直す場合がある。

3 その他

前1又は2によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

1 この算定基準は、令和3年4月1日から施行する。

2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、当該使用許可の許可内容による。